

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年9月9日
【発行者（受託者）名称】	三井住友信託銀行株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 米山 学朋
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
【事務連絡者氏名】	三井住友信託銀行株式会社 資産金融部 契約管理チーム長 福島 宏
【電話番号】	03(3286)1111（大代表）
【発行者（委託者）氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代表者の役職氏名】	該当事項はありません。
【住所又は本店の所在の場所】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【届出の対象とした募集有価証券の名称】	米ドル建実績配当型合同運用指定金銭信託（商品名：米ドル建投資パートナーシップファイナンスデジタル証券（2026年第1号））
【届出の対象とした募集有価証券の金額】	1,000万米ドル（邦貨換算額1,625,300,000円）を上限とします。但し、信託財産の運用状況等によっては、募集の制限や停止をさせていただくことがあります。 （三井住友信託銀行株式会社が発表した2026年7月9日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値1米ドル＝162.53円の換算レートで換算している。）
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年7月13日提出の有価証券届出書において届出の対象とした受益権について、投資機会を拡大し、かつ当該受益権に係る受益者が負担する費用を減少させることを目的として、本有価証券届出書の記載事項のうち、受益権の申込口数の上限の変更及び取扱会社に支払うべき手数料の変更を行うことに伴う訂正を行うため、また、本有価証券届出書の添付書類のうち米ドル建実績配当型合同運用指定金銭信託約款の記載に誤記があったため、これを差し替えるため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国信託受益権の募集（売出）事項

1.4 その他

(3) その他申込み等に関する事項

第二部 信託財産情報

第1 信託財産の状況

3 信託の仕組み

(1) 信託の概要

④ その他

（添付書類の差替え）

米ドル建実績配当型合同運用指定金銭信託約款

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____野で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【内国信託受益権の募集（売出）事項】

1.4【その他】

(3) その他申込み等に関する事項

<訂正前>

本受益権の申込みに当たっては、取扱登録金融機関と保護預り契約を締結する必要があり、本受益者につき相続が開始した場合、本受益者の有する受益権を相続により承継した者（以下「承継先受益者」といいます。）は、本受益権の承継先受益者への承継に係る本受託者が別途指定する書面の提出を取扱登録金融機関に委託することが必要です。

なお、同一人による本受益権の申込みは最大100口までとなります。

<訂正後>

本受益権の申込みに当たっては、取扱登録金融機関と保護預り契約を締結する必要があり、本受益者につき相続が開始した場合、本受益者の有する受益権を相続により承継した者（以下「承継先受益者」といいます。）は、本受益権の承継先受益者への承継に係る本受託者が別途指定する書面の提出を取扱登録金融機関に委託することが必要です。

なお、同一人による本受益権の申込みは最大1,000口までとなります。

第二部【信託財産情報】

第1【信託財産の状況】

3【信託の仕組み】

(1)【信託の概要】

④【その他】

<訂正前>

(前略)

(c) 費用について

(中略)

2) 間接的に負担する費用

(中略)

b) 本信託の募集取扱手数料

本受託者は、信託財産の中から取扱会社に対して、本信託の募集の取扱いにかかる手数料を支払います。各計算期日における募集の取扱いにかかる手数料は、各計算期間の初日における信託元本の額に対して1.238%（年率）を乗じ、直前の計算期日（同日を含みます。ただし、初回は信託設定日（同日を含みます。）とします。）から各計算期日（同日を含みません。）までの実日数を乗じ365で除す方法により計算した金額（税込）（セント未満は切り捨てます。）となります。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(c) 費用について

(中略)

2) 間接的に負担する費用

(中略)

b) 本信託の募集取扱手数料

本受託者は、信託財産の中から取扱会社に対して、本信託の募集の取扱いにかかる手数料を支払います。各計算期日における募集の取扱いにかかる手数料は、各計算期間の初日における信託元本の額に対して0.238%（年率）を乗じ、直前の計算期日（同日を含みます。ただし、初回は信託設定日（同日を含みます。）とします。）から各計算期日（同日を含みません。）までの実日数を乗じ365で除す方法により計算した金額（税込）（セント未満は切り捨てます。）となります。

(後略)

添付書類：米ドル建実績配当型合同運用指定金銭信託約款

(信託約款別紙1：貸付要項)

<訂正前>

(前略)

利息計算期間	各利払日の直前の利払日（同日を含む。）から各利払日（同日を含まない。）までの期間をいう。但し、第1回目の利息計算期間は、貸付実行予定日（同日を含む）から2025年6月3日（但し、同日が営業日でない場合にはその翌営業日とする。）（同日を含まない。）までの期間とし、最後の利息計算期間は、最後の利払日の直前の利払日（同日を含む。）から最後の利払日（同日を含まない。）までの期間とする。
--------	--

(後略)

<訂正後>

(前略)

利息計算期間	各利払日の直前の利払日（同日を含む。）から各利払日（同日を含まない。）までの期間をいう。但し、第1回目の利息計算期間は、貸付実行予定日（同日を含む）から2027年10月18日（但し、同日が営業日でない場合にはその翌営業日とする。）（同日を含まない。）までの期間とし、最後の利息計算期間は、最後の利払日の直前の利払日（同日を含む。）から最後の利払日（同日を含まない。）までの期間とする。
--------	--

(後略)